

ANA Traveler's

ANAトラベラーズ ダイナミックパッケージ あんしんのお守り

新型コロナウイルス感染拡大の予防に関する取り組みに加え、
旅行中の医療相談サービスや、想定外の費用に備えた補償によって、
万が一の際にお客様をお守りします。



旅行中の安心

救急科の専門医および看護師が、
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。



旅行後の安心

新型コロナウイルス感染症を発病した場合など、
想定外の費用に備えて補償を提供します。

緊急医療相談

- ・ 急なお身体のトラブルに見舞われたとき、適切なアドバイスを提供するサービスです。
- ・ お電話にてお客様の状態を素早く把握し、状況に応じたきめ細かいアドバイスを提供します。
- ・ 救急科の専門医および看護師が、24時間365日お客様のご相談に対応致します。

医療機関案内

- ・ 旅行先での最寄りの医療機関や、休日・夜間の救急医療機関を24時間365日ご案内するサービスです。
- ・ 症状に応じた診療科目について、その時間帯に診療可能な医療機関をご案内します。

こんなときに

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関するご相談
- ・ からだの異変（発熱、頭痛、喘息、動悸、嘔吐）
- ・ 外傷（ケガ、やけど）
- ・ その他（熱中症、妊娠中の異変、子供の夜泣き）

補償の内容

- ・ 万が一、新型コロナウイルス感染症を発病した場合、入院時の日用品や消毒費用など、想定外の費用が発生する可能性があります。
- ・ 旅行中または旅行後14日以内に新型コロナウイルス感染症を発病した場合、保険金お支払いします。
- ・ お支払いする保険金は、発病された方1名につき一律2万円です。保険金の用途は問いません。

保険金お支払い例

ご家族3名での旅行後に、2名の方が新型コロナウイルス感染症を発病された場合。



発病あり
保険金2万円
お支払い



発病あり
保険金2万円
お支払い



発病なし

<本サービスの対象となる方>

弊社WEBサイトにて国内ツアーANAトラベラーズダイナミックパッケージ（旅行出発日2020年10月1日～2020年12月31日）をご予約いただいた方。

サービスのご利用方法や補償内容の詳細について、以下をご覧ください。

ANAトラベラーズ ダイナミックパッケージ あんしんのお守りについて

弊社と東京海上日動火災保険株式会社との間で締結された国内旅行傷害保険契約「コロナお守りパック」により、以下の補償およびサービスを提供致します。対象となる旅行商品をご予約いただいた全ての方を、自動的に保険の対象と致します。

<保険の対象となる方>

弊社WEBサイトにて国内ツアーANAトラベラーズダイナミックパッケージ（旅行出発日2020年10月1日～2020年12月31日）をご予約いただいた方。

- ・ 保険期間は、お申し込みいただいた旅行期間と同一です。
- ・ 旅行の申し込みにあたっては、以下の補償およびサービスの内容や個人情報の取扱い等について、ご確認・ご同意ください。
- ・ ご不明な点がございましたら、**コロナお守りパック サポートデスク（フリーダイヤル [0120-010-790](tel:0120-010-790) / 営業時間 平日9:30～17:00）**までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に関する補償について

新型コロナウイルス感染症一時金特約

以下のいずれかに該当した場合、保険金**2万円**をお支払いします。

ただし保険金のお支払いは、①または②のいずれかについて、かつ1回に限ります。

- ① 国内旅行中または国内旅行が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに、保険の対象となる方が新型コロナウイルス感染症を発病*1した場合
- ② 保険の対象となる方が参加する国内旅行中に、旅行同行者*2が新型コロナウイルス感染症を発病*1した場合

*1 新型コロナウイルス感染症の発病は、医師による診断を必要とします。

*2 「旅行同行者」とは以下のいずれかに該当する方をいいます。

- ・ 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に参加予約した方で、保険の対象となる方に同行する方
- ・ 保険の対象となる方が参加する「添乗員を有する企画旅行」に参加する方
- ・ 保険の対象となる方が参加する企画旅行の添乗員

<保険金をお支払いしない主な場合>

保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した新型コロナウイルス感染症 等

<保険金のご請求について>

保険金のご請求は、**コロナお守りパック サポートデスク（フリーダイヤル [0120-010-790](tel:0120-010-790) / 営業時間 平日9:30～17:00）**までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に関する医療相談サービスについて

メディカルアシスト

ご旅行中、お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。新型コロナウイルスに関するご相談も承っております。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

<お問い合わせ先>

フリーダイヤル **0120-708-110**（受付時間：24時間365日）

本サービスは、東京海上日動メディカルサービス株式会社が提供します。
お電話を頂いた際、オペレーターより「氏名」「連絡先」をお尋ねさせていただきます。
また、制度名（本サービスの名称）をお尋ねさせて頂く場合がございます。その際は「**コロナお守りバック**」とお伝えください。

<サービス一覧>

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

<新型コロナウイルスに関する対応方針>

厚生労働省より各都道府県衛生主管部に向けた方針を確認し、新型コロナウイルス感染症に関する相談対応を行っています。
新型コロナウイルス感染症の疑い例の定義にあてはまるものは、「帰国者・接触者相談センター」を案内しています。
また、新型コロナウイルス感染症の全容が解明されていないため、厚生労働省や国立感染症研究所のガイドラインに沿った回答となります。

<ご注意点>

- ・ メディカルアシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- ・ ご相談のご利用は、保険期間中（お申し込みいただいた旅行期間中）に、ご相談内容の事柄が発生しお問い合わせ頂いた場合に限りです。
- ・ ご相談の対象は、保険の対象となる方、またはそれらの方の配偶者・ご親族の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。

その他の補償について

死亡保険金

国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金10万円をお支払いします。

<保険金をお支払いしない主な場合>

保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ、けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ、脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ 等

<保険金のご請求について>

保険金のご請求は、**コロナお守りバック サポートデスク（フリーダイヤル 0120-010-790 / 営業時間 平日9:30~17:00）**までお問い合わせください。

個人情報の取り扱いについて

保険契約者である企業または団体は東京海上日動に本契約に関する個人情報を提供いたします。

東京海上日動および東京海上日動のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑦の利用・提供を行うことがあります。

なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ② 契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③ 東京海上日動と東京海上日動のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥ 更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること
- ⑦ 旅行同行者の保険金のお支払いに必要な範囲内で、保険金の対象となる方の保険金請求内容等を旅行同行者に提供する、または保険金のお支払いに利用すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) をご参照ください。

損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。

これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

以上